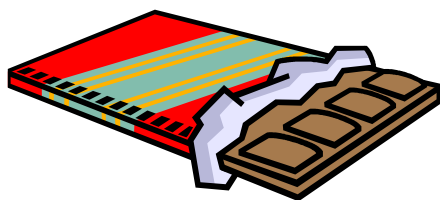


# 加糖調製品を輸入する皆様へ 機構（alic）から重要なお知らせ

➤ 平成30年12月30日（日）午前0時にTPP11協定が発効し、同日以降に輸入申告を行う加糖調製品は、法律により輸入申告の前に、機構（alic）への売渡しが必要となります。



## 新たに機構への売渡しの対象となる輸入加糖調製品

- ✓ 全世界から輸入される砂糖とココア粉や粉乳などを混合した加糖調製品（一部対象外（注1））。
- ✓ 対象となる品目は以下の統計品目番号（HSコード（注2））。

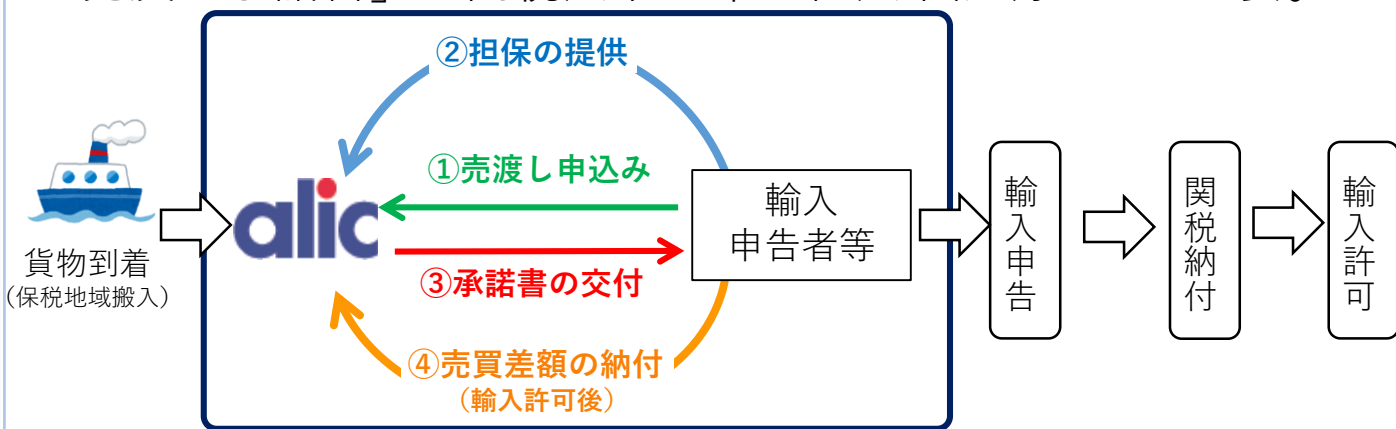
種類	統計品目番号（現行のHSコード）			
ココア調製品	1806.10-100 1806.90-211	1806.20-111	1806.20-190	1806.32-211
粉乳調製品	1901.90-219	<u>2106.90-283</u>	2106.90-284	
調製した豆	2005.40-190	2005.51-190		
コーヒー調製品	<u>2101.11-100</u>	2101.12-110	2101.12-246	
その他調製品	2101.20-246 2106.90-282	<u>2106.10-219</u> 2106.90-510	2106.90-251 2106.90-590	2106.90-281

（注1）対象外となるのは、TPP11協定の関税割当の適用を受けて輸入されるもの及びTPP11協定の適用国から輸入されるアンダーラインのもの。

（注2）HSコードの下3桁が赤字のものは、統計コードが砂糖が50%以上のものとそれ以外に細分化されるもの。

# 機構への輸入加糖調製品の売渡しのイメージ

- ✓ 輸入申告の前に、機構に輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しの手続きを行い、輸入許可後にその売買差額を納付。
- ✓ 輸入申告書の添付資料として、機構が発行する「買入れ及び売戻し承諾書」が関税法第70条の他法令証明として必要。

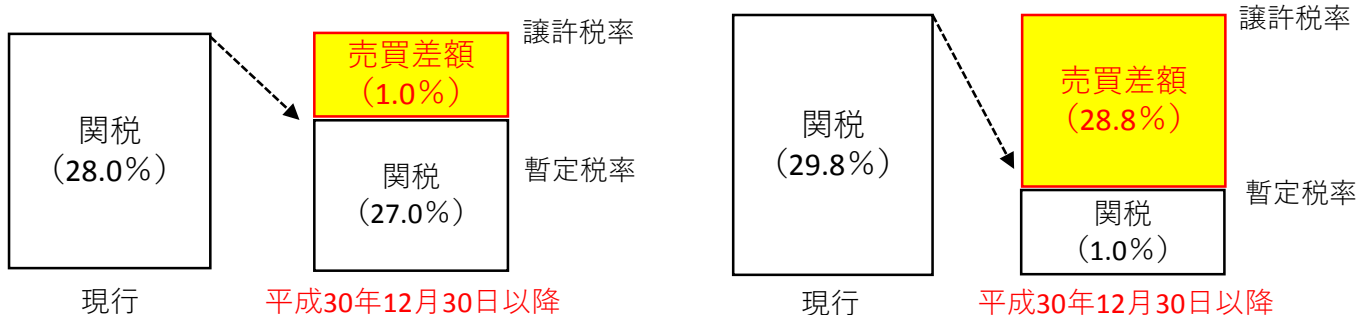


## 売買差額の負担額のイメージ

- ✓ TPP 11 協定の発効日（平成30年12月30日）以降は、現行の譲許水準の範囲内で、関税（暫定税率）と売買差額の両方を負担。
- ✓ 売買差額は、譲許税率と関税の差額部分となる。

（例：ココア調製品 1806.20-190）

（例：ソルビトール調製品 2106.90-510）



(注) 上記の図は一例であり、種類に応じて譲許税率と関税は異なる。

<問い合わせ窓口>

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部 輸入調整第二課

電話：03-3583-8775 / F A X：03-3583-8762

URL：<https://www.alic.go.jp>



alic 検索

最新情報は、  
こちらからアクセス。